

## 「えひめ県立高校教育改革実行計画」策定支援業務 企画提案募集要領

本募集要領は、「えひめ県立高校教育改革実行計画」策定支援業務を委託するにあたり、優れた企画力や遂行力を持つ事業者の創意工夫やノウハウの活用が重要であることから、最も適切な創造力、企画力、技術力、運営経験等を有する事業者に委託するために実施する公募型プロポーザル（企画提案募集）方式の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

なお、本業務は、令和8年度6月補正予算の成立を条件とするものであり、予算が成立しない場合は、業務内容の変更や業務実施そのものを、中止する等の可能性がある。本業務が実施されない場合、企画提案者は、それまでに発生した一切の費用を請求することはできない。

### 1 業務の目的

本県では、国が策定した「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を踏まえ、知事部局、地域、大学及び産業界と連携・協働し、実効性の高い「えひめ県立高校教育改革実行計画」を策定することとしている。

本計画では、専門高校の機能強化・高度化、普通科改革を通じた特色化・魅力化、地理的アクセス・多様な学びの確保を通じた高校教育の転換により、県立高校が、将来の労働市場や地域経済を支える「イノベーションを興す力を底上げする起点」としての役割を果たすことを目指している。

本業務は、県立高校において、高校教育改革の取組を円滑かつ効果的に推進するため、本計画の策定を専門的知見から支援することを目的とする。

### 2 業務の内容等

- (1) 業務名  
「えひめ県立高校教育改革実行計画」策定支援業務
- (2) 実施期間  
契約締結の日から令和9年3月31日（水）までの間
- (3) 業務の内容  
別紙仕様書のとおり
- (4) 委託料の上限額  
13,510,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 企画提案の応募資格・条件

本企画提案に参加しようとする者は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和8～10年度愛媛県競争入札参加資格者登録名簿に登録されていること（企画提案書の提出期限までに登録が予定されている者を含む。）。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (3) 当該事業に係る契約締結までの期間において、愛媛県知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て及び会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 企画提案書の提出期限の前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。

- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (7) 過去3年の間に、国または地方公共団体等が発注する類似・関連事業の受託実績があること。
- (8) 共同企業体で参加しようとする場合は、代表者、構成員ともに(1)～(7)の資格要件を満たすこと。なお、構成員として参加する場合、同時に単独での参加はできない。

#### 4 スケジュール（予定）

本業務に係るスケジュールは次のとおり。

内容	日付	対応様式
企画提案募集開始	6月15日（月）	—
参加表明書及び質問書提出期限	7月2日（木）	様式1, 3, 4, 5
提案書提出期限	7月16日（木）	様式6～8
審査会（プレゼンテーション）	7月中旬	—
審査結果通知（書面）	7月下旬	—

※上記スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡を行う。

※各日において、受付時間は執務時間中（月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時まで）。

#### 5 応募書類

##### (1) 参加表明書の提出

**提出期限 令和8年7月2日（木）午後5時まで**

- ① 参加表明書（様式1） 正本1部 ※共同事業体は様式1-1を添付すること。
  - ② 誓約書（様式3） 正本1部 ※共同事業体は様式3-1、3-2を添付すること。
  - ③ 類似・関連事業の実績一覧表（様式4） 正本1部
    - ・過去に国又は地方公共団体から受注した同様又は類似の業務実績について、その内容を記載すること。
    - ・上記に記載した類似・関連事業の概要説明書（様式任意）を添付すること。
  - ④ 付属書類 各1部
    - ・会社等の概要（様式任意、既存のパンフレット等可）
- ※参加を取り下げる場合は、7月16日（木）までに参加辞退届（様式2）正本1部を提出すること。

##### (2) 質問書について

**提出期限 令和8年7月2日（木）午後5時まで**

- ① 質問書（様式5）
  - ・様式を用いて電子メールにより提出すること。
  - ・電子メールの件名は、「プロポーザル質問」とすること。
  - ・電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。
  - ・質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に、電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

##### (3) 企画提案書の提出

**提出期限 令和8年7月16日（木）午後5時まで**

- ① 企画提案書表紙（様式6） 正本1部
- ② 企画提案書（様式任意） 10部（うち正本1部）、電子データ（PDF形式）
  - ・業務仕様書に基づき、企画提案書を作成すること。

- ・業務仕様書に基づき、提案者のノウハウ、企画等を提案し、特色が分かりやすいものとする。具体的には、下記の項目、内容を踏まえ、企画提案書を作成すること。なお、図表等を用いることも可能である。
- ・企画提案に際しては、委託金額に影響を与えない範囲の内容で行うこと。

③ 費用見積書（様式7） 正本1部

- ・見積に係る積算内訳書を別途添付すること（様式任意）。

④ 事業の統括責任者・従事予定者一覧表（様式8） 正本1部

- ・本業務の執行にあたり、十分な経験を有する者を統括責任者としてすること。
- ・参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。
- ・提出後の総括責任者等の変更は、愛媛県がやむ得ない事情があると認める場合を除きできないものとする。

(4) 提出方法

- ・原則、直接持参又は郵送（締切日必着）で提出すること。  
※押印省略が可能な様式については、電子メールでの提出も認める。
- ・上記5(2)①質問書は電子メールでの提出のみとする。
- ・上記5(3)②企画提案書については、電子メールでも提出すること。

(5) 提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2  
愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課魅力化推進グループ  
E-mail:koukoukyouik@pref.ehime.lg.jp

(6) 公正な企画提案審査の確保

- ・参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律 第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ・参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- ・参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- ・参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 留意事項

- ・応募申込に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。書類は応募者に無断で二次的な使用は行わない。
- ・企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、愛媛県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- ・提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- ・書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

## 6 委託先の選定

(1) 選定方法等

委託候補者選定のため、審査会を設置し、提出された企画提案書等により内容審査・評価を行った後、最低基準を満たし、かつ最も優れた提案内容を行ったものを契約候補者として選定する。

(2) プレゼンテーション

- ・プレゼンテーションは、「Zoom」を利用し、県が提案者を招待する形で実施する。

- ・提出書類及びプレゼンテーションの内容は非公開とする。
- ・当日のプレゼンテーション時間等の詳細は別途通知する。

(3) 審査実施方法等

- ・プレゼンテーションでの配分時間は、準備5分、説明20分、質疑応答10分を目安とする。なお、提出期限までに提出した「企画提案書」での説明とし、プレゼンテーションでの追加資料の提出や新たな提案は認めない。
- ・企画提案者は、提出した応募書類（5(3)①～④）全てについて説明を行うこと。

(4) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に評価して行う。

評価項目	評価の着眼点
提案の狙い及び提案の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の目的を正確に理解し、それを踏まえた提案になっているか。</li> <li>・国の「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を正確に理解した上で、本県における高校教育が抱える具体的な課題や目的を的確に把握し、これらを効果的に連動させた提案となっているか。</li> </ul>
提案内容を実現するための方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校教育改革の方向性や将来ビジョンの提案が、単なる理念に留まらず、具体的な方策や実現への道筋が示されており、かつ現実的に実行可能であるか。</li> </ul>
業務効果を高めるための追加提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書に示された内容以外に独自の提案がされているか。</li> <li>・その独自提案の内容は、業務効果を高めるために有効なものであるか。</li> </ul>
過去の同種又は類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育分野における計画策定支援、調査分析、コンサルティング等の業務実績とその内容及び成果はどうか。</li> </ul>
業務運営体制及び業務運営スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な責任者が配置されており、その責任者が提案内容の遂行に十分な権限と責任を持つ組織体制になっているか。</li> <li>・提示された日程、作業手順は、業務を効率的に遂行できる合理的なものであるか。</li> </ul>
見積金額及び算定根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積金額の算定根拠が正確に示されており、提案された業務内容や作業量と見積金額との間に十分な整合性があるか。</li> </ul>

(5) 審査結果

- ・審査対象となった提案の応募者に対し、審査結果を書面で通知する。
- ・審査内容については公表しない。審査結果についての異議申し立ても認めない。

## 7 欠格事項

応募者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89条）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- (2) 審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (3) 本募集要領に違反又は著しく逸脱した場合
- (4) 同一の応募者が二つ以上の提案書を提出した場合
- (5) 発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- (6) その他不正な行為があった場合

## 8 契約締結

### (1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、愛媛県と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、愛媛県が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、書類審査において次点となったものを最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

### (2) 契約書の作成

- ・契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
- ・契約に当たって電子契約を希望する場合は、上記8(1)の見積書に係る提出期限までに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式は、契約候補者に別途送付する。）を提出すること。
- ・契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確認しないものとする。

### (3) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定によることとする。

## 9 著作権等の取扱

- ・成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権、その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。
- ・第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。
- ・著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、愛媛県と受託者で協議の上、処理する。

## 10 問い合わせ先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課魅力化推進グループ

TEL:089-912-2954

E-mail:koukoukyouik@pref. ehime. lg. jp